

1 概要

- 2021年2月に英国が加入申請。同年6月に加入作業部会を立ち上げ（議長：日本）、英国によるCPTPPのルール遵守の確認及び市場アクセス交渉を実施。CPTPPの初の加入手続として、協定のハイスタンダードを維持し、模範的な先例とすべく交渉を行った結果、23年3月に交渉が実質的に妥結。
- その後、英国の加入のための法的文書の作成・法的精査を終え、7月16日のTPP委員会（閣僚レベル、於：ニュージーランド：本年のTPP委員会議長）の機会に、締約国及び英国の担当閣僚他（日本は後藤経済再生担当大臣）が英国加入議定書及び関連文書に署名。

2 加入議定書の内容

- 本議定書は、交渉の結果を踏まえ、CPTPPが規定する各分野のルールの英国による遵守並びにCPTPPの締約国及び英国が互いに付与する市場アクセスに関する約束等を定める。
- 物品の市場アクセスに関し、英国から日本への輸出については、現行のCPTPPを超えない範囲で妥結。日本から英国への輸出については、精米（短・中粒種）等の関税撤廃を新たに獲得、鉱工業品については、建機用タイヤ等について、日英EPAよりも早い時期に関税撤廃される（CPTPPでの英国の対日最終関税撤廃率は、99.9%）。英国はCPTPP締約国全体に対して高いレベルの関税撤廃を約束。

3 今後の見通し

- 本議定書の署名後は、各国においてその締結に必要な国内手続を行うこととなる。日本においては本議定書の締結について国会の承認が必要。
- 本議定書は、英国及び全てのCPTPP締約国による締結後、60日で発効。署名15か月以内に英国及び全てのCPTPP締約国が締結していない場合、英国及び6か国以上のCPTPP締約国が締結後（署名15か月の時点でこの要件が満たされていれば、その時点から）、60日で発効。